

『神皇正統記』における世数表記についての考察

松 山 和 裕

問題の所在

本稿の考察対象とする『神皇正統記』は、後醍醐・後村上両天皇に仕えた公卿である北畠親房（一二九三〔正応六〕～一三五四〔文和三年〕）によって著された。南朝の勢力回復のため自ら東国経営の陣頭指揮にあたっていた親房は、一三三九（延元四）年秋、常陸国小田城において本書を著したのち、これを「展転書写」する者が多いことを知って、四年後の一三四三年（興国四）、同じく常陸国関城において自身による修訂を加えた、と白山本奥書ほか諸本は伝えている。

本書はなぜ戦乱の喧しい関東の地で書かれる必要があったのか。その理由は、『神皇正統記』において数度にわたって述べられている。

神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘルイハレヲ述コトヲ志テ、
常ニ聞ユル事ヲバノセス。シカレバ神皇ノ正統記トヤ

名ケ侍ベキ。

大カタ天皇ノ世ツギヲシルセルフミ、昔ヨリ今ニ至マ
デ家々ニアマタアリ。カクシルシ侍モサラニメヅラシ
カラヌコトナレド、神代ヨリ継体正統ノタガハセ給ハ
ヌ一ハシヲ申サンガタメナリ。

すなわち本書の主題は、神代から現代まで皇位継承が正しく行われてきたことを述べ、それによって南朝の正統性を主張することに尽きると思われる。そしてこの主題を端的に示すため、各大皇条冒頭において「代」数を表記するのみならず、「世」数をも表記している点が、『神皇正統記』の大きな特色の一つであると言える。この代数と世数の区別が生じるのは「第十四代、第十四世、仲哀天皇」からで、親房は次のように代と世を定義する。

大祖神武ヨリ第十二代景行マデハ代ノマ、二継体シ給。日本武尊世ヲハヤクシ給シニヨリテ、成務是ヲツギ給。此天皇〔仲哀〕ヲ太子トシテユヅリマシクシヨリ、代ト世トカハレル初也。コレヨリハ世ヲ本トシルシ奉ベキ也〔代ト世トハ常ノ義差別ナシ。然ト凡ノ承運トマコトノ継体トヲ分別セン為ニ書分タリ。但字書ニモソノイハレナキニアラズ。代ハ更ノ義也。世ハ周礼ノ註ニ、父死テ子立ヲ世ト云トアリ〕。

以上より、「マコトノ継体」のみに付され、「コレヨリハ世ヲ本トシルシ奉ベキ」と主張される「第〇世」を表記することで、親房は正統な天皇を示していることがわかる。

先行研究では、神武天皇から後村上天皇を一直線に結ぶ血統の上に配置される人物全てに「世」が付されるとの理解が定説化している。しかし、筆者は『元元集』系図などの検討をおしてこの理解に疑問を抱き、『神皇正統記』における「第〇世」表記が意味するところを、改めて問い直す必要があるのではないかと考えた。以下詳論していく。

一 先行研究の整理

考察の前段階として、従来の学説を回顧しておくことが必要であろう。「神皇正統記」における「第〇世」の表記に注目し、それを初めて体系的に解釈したのは石井紫郎である。石井はそれまで『神皇正統記』の皇統論が従来A図のように「生物学的に」読まれてきたと指摘した。その上で「一種姓ノ中ニヲキテモヲノツカラ傍ヨリ伝給シスヲ猶正ニカヘル道アリテツタモチマシクケル」との記述に注目し、「世」の付された天皇の血統を中心に据えた系図の読み方をB図とともに初めて提唱し、親房の皇統論を可視的に示すことに成功した。



この石井のB図の読み方を継承し、さらに「第〇世」に込められた意味を説明したのが河内祥輔である。河内は、「世」の付された天皇の血統（その中には不即位者も含む）を正統であると解釈し、かかる正統の理念は『愚管抄』など中世において一般にみられる概念であったとしている。現在ではこの石井・河内の説が小路田泰直や岡野友彦などにも支持され、通説となりつつある。

筆者も「世の付された天皇が正統である」という点は河内説に肯んじるものの、その正統の範囲を不即位者にまで拡大し、不即位者に「第〇世」という表記を比定してしまう点については疑問を持つ。例えば石井が「つまり天智の子で光仁の父たる施基皇子が二十六世とされているのである」と言い、河内が「仲哀の父の日本武尊は天皇ではないが、世数の一人に数えられる」と主張する部分である。石井・河内説では「第〇世」が神武―後村上直系上に位置する全員に比定され、世数も連続するものとして捉えられている。しかし、「第〇世」の血統上に位置する日本武尊・牟婁別皇子・大迹王・私妻王・彦主人王・忍坂大兄皇子・施基皇子の七人の不即位者を「第〇世」と認定して良いのかという点については、慎重を期す必要があるだろう。

その理由はごく単純ではあるが、親房は彼らに「第〇世」を明記していないからである。すなわち、第一世か

ら第十三世、第十六世から第十九世、第二十三世、第二十六世の各世数は『神皇正統記』に記述されていないのである。また「世」の血統が正統であるのであれば、その血統上の不即位者がなぜ即位できなかつたかを『神皇正統記』は明確に説明していない点も挙げられよう。『神皇正統記』に表記されない「第〇世」を比定することは、果たして親房の意図と合致するものであるのか——という筆者の単純な疑問に端を発するこの問題について、次節以降は不即位者に「第〇世」を比定すべきか、欠番として考えるべきか、また親房が「第〇世」表記に込めた意味を探っていく。

二 親房以前における「世」の用法とイメージ

『神皇正統記』における「第〇世」表記の持つ意味を考察する前に、まず親房以前における「世」の用法がどのようなものであつたかを明らかにしておく必要がある。本節では、親房以前の「世」の用例を眺め、そこから窺える「世」のイメージがいかなるものであつたのかを明らかにしたい。

さて、『神皇正統記』における「第〇世」表記の〇に当てはまる数字は、どのような意味を持っているのか考えて

みると、神武天皇からの世代数を示していることは明らかである。世代数を示すのに「世」という語を用いたのは何も親房の創見ではなく、親房以前にも用例があることは、古くは宮井義雄²¹が、近年では河内²²が指摘するところである。宮井・河内がいずれも引用し、小学館『日本国語大辞典』第二版においても、助数詞としての「世」（せい）の用法の初例として載せているのが、次の『平家物語』における記述である。

それ我君（安徳天皇）は天孫四十九世の正統、仁皇八十一代の御門なり。天照大神・正八幡宮も我君をこそまもりまいらせ給ふらめ。（巻八「大宰府落」）

この部分では天照大神からの直系数を「世」で数え、歴代天皇数を「代」で数えていることから、一見「神皇正統記」の用法に類似している印象を受ける。なお、異本における傍線部をみると、『源平盛衰記』では回文となっているが、延慶本では「天孫四十九代の正統、仁皇八十一代の御門」といづれも「代」で表記される。

もう一例、親房と同時代に、世代数を「世」で数えている用例を挙げておこう。

又支那之皇五帝。三代者。我鷓草一神之季世也。視大日神。覓古遼邈不可^レ爲^レ比也。昌哉我國。皇裔五十余世。年曆二百方載。一種通代四夷無^レ擾。（『元亨釈書』卷第十七 雜願 王臣）

ここで「皇裔五十余世」というのは、天照大神から後醍醐までの五四世代を指している。以上のように、直系の世代数を歴代数と区別し、「世」を以て数える用法は、鎌倉時代ごろからあったといえる。

その一方で、親房も「代ト世トハ常ノ義差別ナシ」と記しているように、当時「代」と「世」は混用されることもあった。例えば先述した『平家物語』延慶本の記述であり、次に挙げる『護国寺供養記』の例である。

昔光武之關遠祖高皇之靈廟也。宗二百年之曩好也。今眇身之營宗祖心神之精舍也。敬八十世之往因也。

『護国寺供養記』は、一三三四（建武元）年後醍醐天皇が石清水八幡宮護国寺で行なった国土鎮護の供養法会の記録であり、引用部はこの法会で読まれた天皇の願文の一部である。この願文では八幡宮で法会を行った後醍醐天皇が、祖先を祀った漢の光武帝に擬えられている。八幡宮の祭神

はいうまでもなく、応神天皇であり、歴代天皇を後醍醐天皇から八十代遡ると丁度、応神天皇にたどり着く。つまりこの願文の「八十世」の語は、応神から後醍醐までの歴代天皇数を示している。「世」が歴代数を数えるのに用いられている例である。

同様の例は、親房が『神皇正統記』に引用し、また『神皇正統記』の皇統論に影響を与えたと指摘されている南末の志磐撰『仏祖統紀』にも見られる。

雍熙元年三月。日本国沙門裔へ丁么切、然来朝。然言。其国伝襲六十四世八十五主。(卷第四十三、「法運通塞志」)

雍熙元(九八四)年三月は六十四代目の天皇である円融天皇の治世であるから、これも「世」が歴代数を数えるのに用いられている例である。ちなみに「八十五主」というのは歴代天皇に天御中主以下鷗鷺草葺不合までの神々をも含めた数であるが、詳細は略す。

以上見てきたように、親房の時代にあつては歴代数を示す場合と、世代を示す場合とで、いずれにも「代」「世」が用いられており、「常ノ義差別ナシ」と書いている親房は、このことを当然自覚していた。事実、親房自身も「神皇正

統記』の中で代と世を混用している。

君毛村上ノ御流一トヲリニテ十七代ニ成シメ給。臣毛此〔只平親王の〕御スエノ源氏コソ相ツタハリタレバ、タゞ此君ノ徳スグレ給ケルユヘニ余慶アルカトコソアフギ申ハベレ。

傍線部は、村上天皇から後村上天皇までの十七世代を表わしている。この引用部分について、現在においても最も詳細な『神皇正統記』註釈書として色褪せない山田孝雄の『神皇正統記述義』(民友社、一九三二年)では「この十七代は本書の所謂十七世で」と註釈され、岩佐正も日本古典文学大系の頭註において、仲哀天皇条の「代・世」論によれば「十七代」は誤り、十七世が正しい」と指摘する。従来この部分は「世は直系を表わす」という通説的理解に矛盾するため触れられず、故意に閑却されてきた嫌いがある。しかし、この表記こそ親房が『神皇正統記』の地の文において、「代」と「世」を「常ノ義」として世代数の意味で混用していたことの証左となり、逆に言えば各大皇条冒頭の「第○世」表記における「世」の用法は、「代」で代替可能な世代を表す用法とは異なるということができる。

通常は混用される「代」「世」だからこそ、親房は「代」は「凡ノ承運」を、「世」は「マコトノ継体」を示すと明確に定義し、「書分」ける必要があった。つまり、各天皇条の冒頭に記される「第〇代」「第〇世」という表記には特殊な意味がこめられており、「常ノ義」として混用される「代」「世」の用法とは区別して理解しなければならないのである。

さて、前述のように河内は『神皇正統記』における「第〇世」が付された天皇の直系を「正統」と解釈した。そして、この「正統」すなわち「第〇世」の考え方が中世人に共有されていた証拠として、先に挙げた『平家物語』の用例や、『愚管抄』における次の記述を挙げ、親房の「第〇世」表記のみが特殊なものではないことを論じている。

神武 綏靖 安寧 懿德 孝昭 孝安 孝靈 孝元
 開化 崇神 垂仁 景行 日本武尊 仲哀 応神 皇
 総皇子 男大迹王 私斐王 彦主人王 継体 欽明
 敏達 忍坂大兄皇子 舒明 天智 施基皇子 光仁
 桓武 嵯峨 仁明 光孝 宇多 醍醐 村上 円融
 一条 後朱雀 後三条 白川 堀川 (『愚管抄』卷一)

この部分は『愚管抄』巻一の「漢家年代」の最末尾、日本の「皇帝年代記」の直前に位置する。この記述は何の説明も無く唐突に現れるため、慈円によるメモのような印象を受ける。

ここに列記されている人物は、言うまでもなく神武天皇と堀河天皇を繋ぐ直系上の人物で、『神皇正統記』で「第〇世」と表記される天皇はもれなく登場している。河内以前には、石田一良もこの部分を挙げて、『神皇正統記』への『愚管抄』の影響を論じている。しかし、平田俊春はこの石田説を批判し、

〔先の『愚管抄』引用部分を指して〕単に普通の系図や『皇代記』から継体の天皇を抄出しただけのもので、誰でもできるものであり、「この種の系図のスタイル」とか、慈円の「創案」とはいえないであろう。皇統を考えるとき、また皇室御系図を見るとき、誰しも継体の一流を中心に、皇室の流れを考えるであろう。²³⁾

と主張する。先に挙げた『平家物語』や『元亨釈書』における「世」の用例を見る限り、直系を想定することは平田の言うように「誰でもできるもの」であり、中世人の共通理解だったと言い得る。慈円もこの中世人に共有されている

る直系の概念に従って該当者をピックアップしただけなのだろう。

さて、『愚管抄』漢家年代における天皇家直系の列記に見られるように、中世人には皇統の直系を抽出して見る意識があったと言いうことができるだろう。『神皇正統記』においては、仲哀―後村上を結ぶ直系上の人物にのみ「世」が付されていることに注目すれば、親房が世を付した意味も、この中世人に共通する、直系を歴代数と切り離して見る視点と共通するのではないかと考えられる。しかし、この意識に基づくのであればなぜ親房は慈円がそうしたように、初代神武から第十二代景行まで、及び直系上の不即位者に「第○世」表記を付すことで、神武―後村上直系上の人物全員を抽出しなかったたのであるのか。この点に、中世における直系を意識する見方と、親房の「第○世」表記との違いが看取でききそうである。すなわち、『神皇正統記』における「第○世」表記は、単に神武天皇からの世代数を示すという意味以上の機能を有しているのではないかと推測できるのである。

三 親房における「第○世」のイメージ

親房以前から「世」は直系を数えるときに使用されてお

り、『愚管抄』などに見える歴代天皇から直系を抽出する視点は、中世には一般に見られるものであった。一方、親房は神武―後村上直系上の人物全てに「世」を付してはいないことから、「第○世」表記には親房独自の論理が込められている可能性を前節で指摘した。本節ではその親房による「第○世」表記から窺える、親房の皇統観を見ていきたい。仮に『神皇正統記』において「第○世」が神武―後村上の直系を示すために用いられているとすれば、その直系には当然のことながら不即位者も含まれることになる。しかし、『神皇正統記』ではこの直系上の不即位者に対して「第○世」と表記していないことは勿論、これらの人物を重視しているように思えない。例えば次の記述である。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇ハ忍坂大兄ノ皇子ノ子、敏達ノ御孫也。御母糠手姫ノ皇女、コレモ敏達ノ御女也。推古天皇ハ聖徳太子ノ御子ニ伝給ハントオボシメシケルニヤ。サレドマサシキ敏達ノ御孫、欽明ノ嫡曾孫ニマシマス。²⁵⁾

「父死テ子立」としての「世」を重視するのであれば、舒明天皇の父たる忍坂大兄皇子からの継承であることをもっと強調してもよいはずである。しかし、強調されてい

るのは、「第二十二世」である祖父・敏達天皇及び、「第二十一世」で曾祖父にあたる欽明天皇との血縁関係である。忍坂大兄皇子はその血統を繋ぐために、申し訳程度にその名が登場するに過ぎない。ここで親房が「父死テ子立」、すなわち父子間の直系継承を意味する、と極めてニュートラルに「世」の意味を定義してみせたことが、実は建前であつたことが見え隠れしはじめる。ここでもう一度、仲哀天皇条において親房が代と世の意味を定義した割註部分を確認しておきたい。

〈代ト世トハ常ノ義差別ナシ。然ト凡ノ承運トマコトノ継体トヲ分別セン為ニ書分タリ。但字書ニモソノイハレナキニアラズ。代ハ更ノ義也。世ハ周礼ノ註ニ、父死テ子立ヲ世ト云トアリ。〉

先行研究では、「但字書ニモ」以下の説明をもとに『神皇正統記』の「代」「世」を解釈してきた。すなわち、「代」は歴代数を示し、「世」は世代数を示すという、それぞれに一つの意味・用法を与えて解釈してきた。しかし筆者は、『神皇正統記』における「第〇世」表記には二つの意味・機能が内包されているのではないかと考えている。すなわち、『平家物語』以来のスタンダードな解釈である「世代

数を示す」という意味と、「マコトノ継体」として親房が認定したしるしとしての機能を果たすという二つである。

この「但字書ニモ」以下の部分において、漢籍に典拠を求めていることの意味を考えてみると、親房は白説が恣意的な解釈ではないことを示すための方便として、漢籍を引用しているのだろう。「代ハ更ノ義也」というのは『説文解字』に「代 更也」とあるのを引用したと思われる。また「周礼ノ註」とは『周礼注疏』に「父死子立曰世」とあるのを引用したものである。当時の知識人にとつての『説文解字』『周礼注疏』といった有名な漢籍が持つ普遍性・規範性については、改めて述べる必要は無いだろう。親房は、漢籍の中でも最も権威ある経書に由来する『周礼注疏』に「世」の意味の出典を求めることで、「父死テ子立」すなわち父子継承を示す、と白らの解釈に恣意性が無いということを敢えてアピールする必要があつたのである。

さて前掲の舒明天皇条より、不即位者に関して親房は、神武^一後村上の直系上にあつても「世」を付そうとする積極的な姿勢が見られないことを指摘した。この態度は、『元元集』神皇紹運篇の二つの系図（資料参照）から一層明らかに見取することができる。『元元集』は親房が伊勢に滞在していた一二三七（延元二年）七月から翌年九月の間、すなわち『神皇正統記』成立の一、二年前に成立した親房

筆の神道書であり、伊勢神道書の『類聚神祇本源』や『珊瑚集』など諸書を抜書きし、親房の意見を付記する体裁をとる。これを国文でわかりやすくまとめたものが『紹運篇』であり、『神皇正統記』の粉本となったといわれている。

以下、『神皇紹運篇』の二つの系図については本稿でも平田による呼称を利用し、神代から始まる系図を「神皇系図」、神武から始まる系図を「皇室世系」と呼ぶ。

なお、言及する『元元集』神皇紹運篇は、平田俊春「神皇正統記の基礎的研究 別冊 校本元元集」(雄山閣出版、一九七九年)所収の、天理図書館所蔵貞親本凸板を利用する。この貞親本は慶安二(一六四九)年の書写年代を存するもので、朱線・朱註によって複雑な二つの系図の原型をよく保存しているとされる。神皇紹運篇の善本としては貞親本のほかに、神宮文庫所蔵の石川本(室町時代の写本で、二つの系図を存する写本の中では最古)、天理図書館所蔵の梵舜本(『神皇紹運篇』は一六二七〔寛永四〕年の書写)などがあるという。また「神皇紹運篇」冒頭の記述には「皇孫降臨以來紹運已九十余代継体五十余世」とあり、代と世を区別して天皇を数えていることも、『神皇正統記』における皇統論との連絡を示す論拠となるだろう。

まず、「神皇系図」について。これは神代から始まる皇室略系図で、一見石井・河内らが主張する、神武―後村上

の直系が中心に配された系図に見える。しかし大きく異なるのは、神皇系図では即位していない皇子(楯門で囲った)は、神武―後村上にある人物でも、中心ラインから外し、意識的に傍らに配置している点である。

また、「皇室世系」は歴代天皇を即位順に配置し、血縁関係を実線で繋いだものである。特に、『神皇正統記』において「第○世」と表記された天皇間は、朱線で繋がれている。ここで注目すべきは、「第○世」の天皇同上の間に不即位者が入った場合も、その不即位者を註記こそするが、世代を隔てた天皇同上を直接朱線で繋いでいる点にある。そしてこの不即位者の註記は、所謂傍系の天皇に対しても行われ(例えば天武系の文武天皇の傍には「草壁皇子」、「係」と註記し、祖父である天武と直接繋げている)、神武―後村上直系上の不即位者と同様に扱っていることもわかる。

以上二つの系図からわかることは、親房にとって不即位者は正統・傍系に関係なく、天皇の血筋を明確に説明するために登場するに過ぎない存在であって、そこには「第○世」が付された天皇と同程度に重視するような態度は見られないということである。すなわち、親房にとって「第○世」表記の意味は、神武―後村上の直系における神武天皇からの世代数を示すというだけでなく、「第○世」を表記した天皇のみを強調する視点があることを指摘できる。

四 欠番にされた「世」を如何に考えるべきか

親房の「第〇世」イメージは、中世一般のものと、不即位者をカウントしない点で異なることが前節までで見えてきた。さて、その不即位者がいることによって、『神皇正統記』に記載されない世数が、第十六世から第十九世、第二十三世、第二十六世であることは前述した。さらに、『神皇正統記』において世数が表記され始めるのは、「第十四世」の仲哀天皇からである。すなわち、第一世から第十三世も厳密に言えば欠番とされていると言うことができる。

従来第一世から第十二世までについては、「大祖神武ヨリ第十二代景行マデハ代ノマ、ニ継体シ給」との記述から、代数と同じ世数が各天皇に比定されるとの理解が大方に支持され、さほど問題にはなされてこなかった。また、第十三世に関しては、石井・河内説に従えば日本武尊に付されるとの見方が主流ではあるが、我妻建治のように

わけである。

と、第十三代成務天皇を比定する見方もあり、未だ定説を得ていない。本節では特に第一世から第十三世が何故付されないのかという点について考察する。

まず第十三世についてであるが、第三節でみた「元元集」神皇紹運篇の系図「神皇系図」を確認すると、成務天皇・日本武尊いずれも、世が付された天皇が位置する系図の中心ラインから外して表記されている。また親房自身、

神武ヨリ景行マデ十二代ハ御子孫ソノマ、ツガセ給ヘリ。ウタガハシカラズ。日本武ノ尊世ヲハヤクシマシシニヨリテ、御弟成務ヘダタリ給シカド、日本武ノ御子ニテ仲哀伝マシクヌ。

親房によれば、神代においてはもちろん、「大祖神武ヨリ第十一代景行マデハ代ノマ、ニ継体」され、それは、いずれも父子間の承継であるから、世・代の区別はなかったと云う。そして、十三代成務天皇も、景行天皇の第三皇子であるので、「世」「代」の区別はない

と、成務天皇は「ヘダタ」つたと記載される。この語の解釈として日本古典文学大系本の頭註では「語意不明」としているが、『元元集』神皇系図をみれば、親房の認識を容易に想像することができる。すなわち、神皇系図で成務天皇は世が付された天皇が位置する中心ラインから左側に隔てられて記載されている。すなわち、成務天皇に「第十三世」は比定されないと親房は認識していたと考えられる。

のことは、神皇系図における持統・元明両天皇と施基皇子との位置関係を参照してみれば、一層理解しやすい。この記述はまた、『元元集』神皇紹運篇の系図に見える親房の皇統観が、『神皇正統記』にもほぼそのまま継承されている証左にもなりえるだろう。

以上で指摘したことと同様に、日本武尊も「第〇世」の人物のみが位置する中心ラインから右側に隔てられて記載されており、成務天皇・日本武尊の両者ともに親房は「第十三世」を付与しようとしていないことが明らかである。第十三世は欠番とみなすのが妥当だろう。

続いて第一世から第十二世であるが、同じく神皇系図をみると、第一代神武天皇から第十二代景行天皇までは系図の中心ラインに位置しており、一見世を付与してもよいかのごとき印象を持つ。しかし、そうであれば親房は何故始めから「第一代、第一世、神日本磐余彦天皇」と代世を併記するか、あるいは「第一世、神日本磐余彦天皇」と世表記を基準として採用しなかったのであろうか。

ここでもう一度世数が表記された初めである仲哀天皇条の記述（本稿二頁）を確認してみよう。そこでの「代ト世トカハレル初也」との表現は、「以前は代数と世数が同じだったが、このとき初めて違いが生じた」という意味ではない。なぜなら、仲哀天皇も「第十四代、第十四世」で代

数と世数が一致するからである。この部分は「代、すなわち皇位継承の順序と、世、すなわち父子継承が一致しなかった初めての例である」と解釈すべきである。成務天皇に「第十三代、第十三世」と表記されなかったことを合わせて考えると、「第〇世」は本来、その子が天皇になった（父死テ子立）天皇のみに許される表記であることに気がつく。ここから、まだ白らの子に皇位を伝えていない後村上天皇に世が表記されることは、親房のこじつけであることが理解できる（親房は後村上天皇に世を付すことがこじつけであることは当然理解していた。そのために、「スエノ世ニハマサシキ御ユツリ」が必要だと説き、さらに三種の神器を保持していることに重要な意味を持たせるのである。ただし、正統な先帝からの譲位や三種の神器の保持は、正統であることの傍証とはなっても、そのみを以って正統であるとは親房は考えていない）。

この部分で親房は「世」を「父死テ子立」すなわち父子継承の意味で用いている。この意味で「第〇世」表記をみてみると、子が天皇になつていない成務天皇に「第十三世」が付されないことは納得できるが、神武から景行にはなぜ世表記がないのだろうか。おそらく親房は「代ノマ、二継体シ」ていた神武から景行までの極めて純粹・単純な皇位継承を理想と見ていたのだろう。誰の目にも明らかに

父から子へ、子から孫へと皇位が伝えられていた景行天皇までの継承には、親房は敢えて「第〇世」という人為的な

表記を用いて皇位継承の正統性を主張する必要がなかったと思われる。しかし、初めて父が天皇にならなかつた仲哀天皇が即位し、その子も天皇（応神）になつたので、不即位者の子である仲哀天皇が正統であることを明示するために、親房は「第十四世」と世の表記を採用したのである。

すなわち「第〇世」の表記は、天皇の正統性が一見わかりにくくなつたときに、読者が直ちに正統な天皇とそうでない天皇を弁別することができるように、親房によつて意図的に付されたメルクマールである。そしてこの意図的な表記は、親房にとつても本来無いほうが望ましかつたに違いない。例えば親房は地神五代の記述部分でも、各条冒頭は「第〇代」の表記のみで世数は記していない。このことから、代の表記のみで正統を明確に表すことができるのであれば、敢えて「第〇世」の表記を用いようとしなかつた親房の態度が窺える。

結論

以上、従来神武―後村上の直系を示すとされてきた「第〇世」表記を再検討することで、神武―後村上の直系に位

置する者でも、不即位者には「世」を付そうとしない親房の意識を明らかにした。

さらに、世数は単に神武天皇からの世代数を意味するのみならず、親房が後醍醐・後村上両天皇の正統性を端的・可視的に示すために、言わばやむを得ず、付した記号であることを確認した。

「第〇世」という表記は、「神武天皇から数えて〇世代目」という、人為の加えようが無い自然生得的な意味を持つてゐることで、読者に何の抵抗も無く受け入れられた。しかし世表記は、理想的な皇位継承の順序が乱れ始めた（初めて天皇でない父をもつ人物が天皇になつた）「第十四世」の仲哀天皇のときから始まることを考慮すれば、本来「第〇世」と書かなくてもその天皇の正統性が明確にわかる状態が、親房にとつては理想であつたといえる。しかし、それが仲哀天皇への皇位継承からわかりにくくなつたために、親房は「第〇世」と表記することで、敢えて「この天皇が正統である」と主張しなければならなくなつた。

すなわち、『神皇正統記』においては「第〇世」という表記そのものに親房の主張が表れているのである。その主張とは端的に言えば、「自らが世数を表記した天皇こそが正統である」という、ある意味では非常に過激なものであつた。これは、従来「第〇世」表記が単に神武―後村上を繋

ぐ直系を意味するとされ、不即位者にまで「第〇世」が比定されてきたニュートラルで穏当な解釈とは一線を画すと言えよう。明記されていない世数に該当者を比定することは、現代の感覚によつて機械的に当てはめた読み方であつて、親房の思想を考慮するという意味では、親房が「第〇世」と明記していない欠番の世は、欠番として読む必要がある。

親房の死後、『神皇正統記』は広く書写され、その中には後村上以降の皇代記を加筆したものとみられるが、親房が「マコトノ継体」のみに付されると定義した「第〇世」表記は全く受け継がれていない。また、小槻晴富の『統神皇正統記』や江戸期の『改正統神皇正統記』をはじめ、『神皇正統記』の影響を受けた史論においても、「第〇世」表記は全く忘れられている。

この理由について、新田一郎⁽³⁾は以降の歴史の展開を踏まえて考察を行っているが、筆者はこの問題を「神皇正統記」自身に立ち戻つて考えてみたとき、次のような考えに至つた。すなわち、「第〇世」表記が受け継がれなかったのは、もともとそれが『神皇正統記』において表記されないことが理想であつたからではないだろうか。

親房は「第〇世」表記が「マコトノ継体」のみに付されると定義する一方、不即位者には「第〇世」を表記しない

という方法をとつた。また「第〇世」は初代神武から表記されていたのではなく、「第十四世」からナンバリングが始まつたという消極的なものであつた。このことによつて、『神皇正統記』が後世受容されていくうちに、「第〇世」表記に消極的な意味を与えてしまうことになるのである。すなわち、地神・人皇の始めから記載されているわけではない「第〇世」表記は、親房のさかしらに過ぎないとの解釈が生じ、後世の読者にとつては敢えて記さなくてもよいもの・単なるレトリックに過ぎないと認識されてしまつたのではないかと考えられる。

本稿では、『神皇正統記』における「第〇世」表記に注目し、その表記が意味するところと、その受容のされ方について考察してきた。その結果、親房自身が『神皇正統記』において「第〇世」表記を後天的に用いてしまつたことによつて、親房自身がそこにこめた真意は後世へ伝わらず、「第〇世」は世代数を示す」というニュートラルな解釈がなされてきたと結論付けておく。しかし、親房による「第〇世」表記とは、自らが正統と認識した天皇のみに付されるしるしであり、それは臣下としてややもすれば不遜な行為ともいえる過激な思想の持ち主でもあつた。「第〇世」を付すという行為は、自らが仕えてきた天皇に正統性を付与すること自身アイデンティティーを確認する行為でもあつ

たが、同時に深く天皇家の歴史をみつめ、それを貫く論理を提示した点を、われわれは今改めて認識する必要があるだろう。

※本稿において引用した『神皇正統記』本文及び頁数は、国学院大学所蔵本（猪熊信男旧蔵本）を底本とする、岩佐正校注『日本古典文学大系』八七（岩波書店、一九六五年）に拠る。

資料の引用に際しては、旧字体・異体字を現在一般に用いられているものに改めた。また、引用中の◇は割註を、□は筆者に拠る註であることを示す。傍線傍点は筆者に拠る。

註

(1) 「此記者去延元四年秋、為レ示或童蒙所馳老筆也。旅宿之間不レ審卷之文書、纔二尋最略皇代記、任彼篇目粗勒子細畢。其後不能再見。□二及五稔、不レ有展転書写之輩云々、驚而披見之処錯乱多端。癸未秋七月聊加修治、以レ此可レ為レ本、以前被見之人莫嘲哂耳。」（国幣中社白山比咩神社編『神皇正統記』（瑞穂出版、一九四五年増補三版）、一八一頁）。

(2) 序論、四九頁。

(3) 光孝天皇条、一二四頁。

(4) 仲哀天皇条、七七頁。

(5) 「中世の天皇制に関する覚書——愚管抄と神皇正統記を手がかりとして——」（『国家学会雑誌』七九号五・六巻（一九六六年五月）及び、『日本国制史研究Ⅰ』東京大学出版会（一九六六年）所収）。

(6) 序論、四九頁。

(7) 「古代政治史における天皇制の論理」（吉川弘文館、一九八六年）序論、日本史リブレット二二「中世の天皇観」（山川出版社、二〇〇三年）。

(8) 「国家の語り方」第四章「国民代表の語り——『神皇正統記』の正統観——」（勁草書房、二〇〇六年）、「東北中世史研究会会報」二〇〇三年三月・『王統譜』（青木書店、二〇〇五年）に所収のものを増補）。

(9) 『北畠親房』（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）第四章第四節。

(10) 『国家学会雑誌』七九号五・六巻（一九六六年五月）、七三頁。

(11) 『中世の天皇観』二七頁。

(12) 『建武中興と国民精神』（教育科学社、一九四二年）、二六九頁。

(13) 『中世の天皇観』三六・三七頁。

(14) 『日本古典文学大系』三三三（底本は覚一本系）、一三三頁。

(15) 増補改訂『国史大系』第三巻、二五二頁。

(16) 『続群書類従』积家部第二七輯上、二〇二頁。

(17) 以上、『群書解題』第十八卜（六）二頁、大森順執筆）より。

(18) 平田俊春によれば、『神皇正統記』は仏教記事を中心に、二一箇所の出典を『仏祖統紀』に求めているという（『神皇正統記の基礎的研究』（雄山閣出版、一九七九年）第四編第

一章「神皇正統記と仏祖統記」。

(19) 山田孝雄『神皇正統記述義』(民友社、一九三二年)、宮井

義雄『建武中興と国民精神』(教育科学社、一九四二年)第

三章第三節「神皇正統記」、福井康順「神皇正統記の形成と

儒仏二教」(『福井康順著作集』第六卷所収。初出「神皇正

統記の成立問題」(『東洋史会紀要』五、一九四七年四月)、

平田俊春前掲書などによって指摘されてきた。

(20) 『大正新修大藏經』第四九卷史伝部一、三九九頁a。

(21) 村上天皇条、一三五頁。

(22) 『日本古典文学大系』八六、四三頁。

(23) 『愚管抄』と『神皇正統記』(吉川哲史・石田一良編)『日

本思想史講座』第三卷「中世の思想2」、雄山閣、一九七六年。

のち『愚管抄の研究』(ぺりかん社、二〇〇〇年)に再録。

(24) 『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣、一九七八年)、五九四頁。

(25) 舒明天皇条、九六頁。

(26) 仲哀天皇条、七七頁。

(27) 臧克和・王平校訂『説文解字新訂』(中華書局、二〇〇二年)、

五二八頁。

(28) 中文出版社版『十三経注疏附校勘記』三、一九二八頁。秋宮

司寇「大行人」における本文「世相朝也」についての鄭玄注。

(29) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九、一九七〇年)「元元集」

の項、平田俊春執筆。

(30) なお、神道大系 論説編十八 北畠親房(上)。(神道大系

編集会、一九九二年)でも「元元集」は翻刻されており、「神

皇紹運篇」の底本は同じく貞親本である。ただし神皇系図

(三五頁)において、「欽明」の両脇に付された「忍坂大兄皇子」

「孫」の註は誤植であり、底本では「舒明」に付されている

註であることを指摘しておく。

(31) 平田前掲書第二篇第一章第三節「元元集の諸本の系統と

その原型」(初出、平田俊春『元元集の研究』(山一書房、

一九四四年)。

(32) 『神皇正統記の基礎的研究』校本元元集、一三五頁。

(33) 仲哀天皇条、七七頁。

(34) 吾妻建治『神皇正統記論考』(吉川弘文館、一九八一年)

二〇五頁(初出、『成城文芸』六七号、一九七四年)。

(35) 光孝天皇条、一三四頁。

(36) 光孝天皇条、一三五頁。

(37) 例えば、後醍醐天皇は父・後宇多院から明確に譲位された

わけではないが「第四十九世」が比定され、「第四十四世」

の後鳥羽院は平家によって三種の神器が西国へ持ち去られ

た中で即位した。

(38) 『継承の論理——南朝と北朝』(岩波講座「天皇と王権を考

える」第一卷、岩波書店、二〇〇二年)

一章「神皇正統記と仏祖統記」。

- (19) 山田孝雄「神皇正統記述義」(民友社、一九三二年)、宮井義雄「建武中興と国民精神」(教育科学社、一九四二年)第三章第三節「神皇正統記」、福井康順「神皇正統記の形成と儒仏二教」(『福井康順著作集』第六卷所収。初出「神皇正統記の成立問題」(『東洋史会紀要』五、一九四七年四月)、平田俊春前掲書など)によって指摘されてきた。
- (20) 『大正新修大藏經』第四九卷史伝部一、三九九頁a。
- (21) 村上天皇条、一三五頁。
- (22) 『日本古典文学大系』八六、四三頁。
- (23) 『愚管抄』と『神皇正統記』(古川哲史・石田一良編)『日本思想史講座』第三卷「中世の思想2」雄山閣、一九七六年のち『愚管抄の研究』(ぺりかん社、二〇〇〇年)に再録。
- (24) 『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣、一九七八年)、五九四頁。
- (25) 舒明天皇条、九六頁。
- (26) 仲哀天皇条、七七頁。
- (27) 臧克和・王平校訂『説文解字新訂』(中華書局、二〇〇二年)、五二八頁。
- (28) 中文出版社版「十三経注疏附校勘記」三、一九二八頁。秋宮司寇「大行人」における本文「世相朝也」についての鄭玄注。
- (29) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九、九七年)「元元集」の項、平田俊春執筆。
- (30) なお「神道大系 論説編十八 北畠親房(上)」(神道大系編纂会、一九九一年)でも「元元集」は翻刻されており、「神皇紹運篇」の底本は同じく貞親本である。ただし神皇系図
- (三二五頁)において、「欽明」の両脇に付された「忍坂大兄皇子」「孫」の註は誤植であり、底本では「舒明」に付されている註であることを指摘しておく。
- (31) 平田前掲書第二篇第一章第二節「元元集の諸本の系統とその原型」(初出、平田俊春「元元集の研究」(山一書房、一九四四年))。
- (32) 『神皇正統記の基礎的研究』校本元元集、二五頁。
- (33) 仲哀天皇条、七七頁。
- (34) 吾妻建治「神皇正統記論考」(吉川弘文館、一九八一年)二〇五頁(初出、「成城文芸」六七号、一九七四年)。
- (35) 光孝天皇条、一三四頁。
- (36) 光孝天皇条、一三五頁。
- (37) 例えば、後醍醐天皇は父・後宇多院から明確に譲位されたわけではないが「第四十九世」が比定され、「第四十四世」の後鳥羽院は平家によって三種の神器が西国へ持ち去られた中で即位した。
- (38) 『継承の論理——南朝と北朝』(岩波講座「天皇と王権を考える」第二卷、岩波書店、二〇〇二年)